
 2．前項の場合，会社は，本クラプの会員に対し，原則として事前に通知するもの とします。但し，

 ます。
 または停止を

第28条（解敬）
1．会社は，前条第 1 項の不可抗力による場合を除き，ゆきをを得ない事情による場合には，本クラブの会員に対し，3ヶ月前に書面によって通知さることにより
2．前項の場合，会社は，会員に対する特別の禣貨侍行わないものとします。
第29条（休会等およひひ復㴆）
1．会員は，怪我，疾病等のやむを得ない事由により本クラブを 1 ヶ月以上利用で


2．会員は，翌月から休会等か制度を適用する場合は，本クラブかか別に定めた期日 までだその旨を本クラブに申し出るとともに，本クラフ所定の手続きを行わなけ翋々月からの適䦗となるものとし，これにつき，会見は異㦈を申し立てないもの とします。
3．休会等の制度は 1 ヶ月単位，最大 6 ヶ月の期間内で通用するものとし，休会制

 します。また，本クラプか別に定める搠用割引等の会員䋊統を前提とする特典を

会費等を支払うものとします。
6．休室の制度を適用したスグール会員は，中請時に指定した期間の满了後，指定休室の制度を適用したスクール会員が，申誏


8，会員は，当初申請したた休会等の）期間满了の翌月以降も休会等を延長する畧合は， －クラプかか哏に定めた期日までたその旨を本クラブに申し出るとともに，本クラ
員は異識を申し立てないものとします。
第30条（退会）
－会畕が本クラブの退会を希望する場合は，本クラブかか別に定めたた期日（以下「退
 2．将なりません。
 かなる場合も，本人からの正式な委任状を持たない第三者による启出または電話， メール符による届出を受け付けないものとします。

未納がある場合は，

昜畣，会員は翌翌分分の会鼡等を全額文払わなけければならず，これにつき，会員は


合は，その特典は消娍するものとします。

 するものとし，キャンペーン特典を適用した会員供は，本り

第32条（喑榫責任）
1．会員は，自己の責任において本クラブの施設等を利用するものとし，次の各号

（1）第16条に规完定する禁止行為をした場合
（2）本クラブの指定または指導以外の利用方法で施設等を利用した場合

2．会員は，本クラプの艮䚺等退利用中に自己の貴めに浔すじき事由により，本り



責を負わないものとします。


第33条（遗失物の取扱い）
1．本クラブは，本クラプの施設内において，忘れ物，落し物等（以下「遗失物） といいます。）を抬得した場合は，会社の定める諸梘程に基つきま適切に取り报う
2．会員は，本クラブの旅設内にないて，遣失物を拾得した昜合は，本クラプに届 け出る義務を負らものとします

第 34 条（估人情執の取扱い）



 す。），および本ラクラプの利用料金等の請求に利用します。
3．会社は，次のいずれかって記該当する場合を除き，個人情報を第三者に聞示しませ （1）会員本人の同意があるる場合
（2）会貝貝施希望するサービス在行らため，または利用目的の達成のために会社が業務を委訳する業者に対して開示するを場合


第35条（本規約等の改定）


 により通知するものとします。但し，当診変更は大木契約の目的に反せざ，かつ変 －相当性を有し，また合理的な変更であるものに限ります。
第36条（会員への通知
る方法により行らものと通知については，事前に本クラプ所定の場所に揭示す
対し，書面（電磁的方法によるものを含む。）により通知するものとしまます。

第37条（通知の効力）


 2．○ 前幊の生する定にかのとします。
 り，当詃通知の発信をもうてその効分が発生するものとします。
第38条（正本）
会社は，必要に応し，本規約を外国語に翻訳し，日本語と外国語との対記形式で
规綡に版を正本としまます。

附則
本規約は2023年2月21日より発効します。

第1条（緵則）
－8－1 ，スホーツクラブNAS株式会社（所在地：東京都干代田区丸の内
体，アリーナ，タライミングウォール等の施設およよ゙これらに派生する違
 2．本梘約は，本クラブするよび本クラフフが提供するサービスを利用する者（以下「施


第2条（目的）
，施設をスホーツを通じた施設利用者の健康維持推進まよよび技徚向上等のた第3条（会員制）


埥書等（雨磁的方法によるものを吕み，以下「入会申込書等」といいます。）に

本クラブの会員の種類（利用条件およひび特典等を含み，以下「会員種別」 ます。）は別に定めます。なお，本クラブは，必要に応じて会員堹別を新規本ラララフは，その韯量により，入会の申込みについて承認することまたは承認第4条（入会資格）


 （1）本梘私，本クラブの諎規則よよよび注意事項等（以下「本規約等」といいます。）

 （4）暴力ます。）をしている方

 （1）未成年の方（但し，第5条の場合を除きます。
－8本クラブにおいて過寺に除多等の理由により会員資格を衰失した方
 （10）会社かか発行する施設利用券による利用者等，会員とならずに本クラブを利用 した方で，公度良俗に反する行為等により，過去に会社より利用禁止を宣告


第 5 条（未成年年者の取执い）
自ら会員になった場合と同㥞に本規綴基づく責任を本人と連带して負うもの とします。
第6条（会員の椎利およひひ義務）
 ビスを利用けることができます

 3．会員格を，維待なぐきるものとします。
第7条（会員証）
 3．法人契約に。（一部の会会員をを除きます。） の利用に階し，別途䖻結した法人会員加入入契約書して定められたた施設利用資格を有


 きをとらなけれればなりません。なお，再発行は有料となります。

## 第8条（会費等）




 ものとします。
本クラブを利用しない場合も各椎利用料の文払義務を負らものとします。


連続7日間を超える场合については，月会費等まるよで各種利用料の全部または

 まただは利用を希韭する会員はその都度，参加筫等を支払らものとします。
第 9 条（会費等の改定）

定の1ヶ月前までに，書面（電磁的方法によるものを合む。）によって通知する なのとします。

第10条（会費等か满納）



 る延滞利息を付することができるものとし，会費等と一括して本りラプかか指定す る方法で文扗いを求めることがあります。その際の必要な振込手数枓をの他の費
用は，全て当該会員の負担とします。



告したにもかかわらず，その期間内に支払われなかったとき。
第11条（届出義務）
－会員は，本クラブに提出した入会申込書等の書類（電磁的方法によるものを含

 2．本クラプかか会員纪対し，本契䄪汇閣する通知をする場合は，会員から提出され た最新の会員情報をもとに廃信するものとし，発信された時点において会員情報 が最新のものでなかったととで生ずる会員またたは第三者の損害してついて，会社ま

第12条（会員種别の変更）


 －第 31 条に垷定するキャンペーンに抽いて入会した会員は，会員種別の変更に つき，同条第 2 項すよよひ第 3 項して定める制限を会を受けるものとします。
第13条（移籍）

 し出るとともに，本クラブ所定の手続きを行らものとします。なお，移籍にかか

第14条（会員以外の施設の利
－本クラブは，会員かか同伴する利会員以外の者まよよび本クラプかか適当と認めたた会員以外の者（以下「ビジター」といいます。）に，柂設を利用させることができる 2．本クラフはは，ビジターに対し，本規絍に規定する会員の義務，禁止事㑯，損害





 2．会員は，本クラブの具体的な利用にあたり，本クラプのスタッフの指示に従わ


んばなりません。但し，ユニフォームや楞带品の指定かかない場合はその限りでは

## 第16条（禁止事頇）

（1）本クラプの施設利用者，本りラプのスタックフ，本クラブまたは会社を誹謫，
（2）施諷利用者または本クラブのスタッフリに対する以下の迷惑行為
（フ）攵打，身体を強く押す，強く掴む等の暴力行为
（1）物を投げる填も，吹く等の危除行為

（オ）正当な理由なく，面談，花話，その他の方法で拘束する行


（1）飯酒をしてからの旅設の利用
（6）カララプの施設等を故意に長時開独占する行為


（10木本クラブの許可なく，インターネット上で本クラブにおける情報を公開する
（11）本為ラプの施設内または本クラブの施設周辺における物品眅売等の営業行




第17条（入場の禁止および退場）
本クラブは，会員が以下の各皆に該当した場合，施設への入場の禁止または退場 （1）本梘約等を埒守しないと

 ブが判断したとき。
綪の提出を本クラプかか求めたにもあかかわらず，これを提出しないとき


第18条（報告義務およざ会員資格の一時停止）
旨を速やかった報告しなけれればなりません。
（1）
（2）怪我または疾病により医所から運動，入浴等を禁じられたとき。
（3）その他正常な施設利用ができないことが判明したとき。

3．第 1 項各号の報告により会員資格の一時停止を受けた会員が，佰動および正常
書等して署名しない限り，本クラブは，当該会員資格の一時停止を解除しないもの
 た場合，それに起因して会員本人またば第三者に生じた損害について，本クラブ


第1．本条 （会員資格の強制停止）
1．本クラブは，会員が以下の各号に該当した場合，会員資格の全部を停止するも



2．前項第 2 号乃至第4号により会員資格を停止した昜合，当該会員が，通動およ の誓約書に署名しない限り，本クラブはは当該会員の資格停止を解徐しないまわのと 3．します。
3．本クラブラは，会員資格を儫止されている会員について，その儫止の原因かか解㴥 4．とします。会員第 1 項第 3 号または第 4 号により会員資格停止となった場合で，改善す見込みかかないと本クラブが判断したとき，本クラブは当該全員につき，本りラ 5．本クラプは，会員が正常に地設を利用することが困蜼であるとと合理的に划断し

連絡することができるものとします。

該会員の会費等の支払義務が維減または停止されることはないものとします。

## 20 条（除名

本クラブは，会員が次の各号の一に該当した場合は，当該会員を本クラブから （1）第4条に䙺定する入会凃格を満たさないことが判明したとき





 （9）本クラプ内における宗教活動，政治活動，営業行為，その他本クラプの目的 に りる行為により，本クラプの秩序を乱し，または会社まよび本クラプの名第•品位を価つけたとき，
（10）その他，会員としておされしくない言動があったと本クラプかか認めたとき。 2．本クラブは，前項各品に該当したたとになり除名対象となった会員について， 3ものとします。会社は，前条により会員資格を停止されている会員または第 10 条第 3 項もし
 の利用を一切琹めないものとします。
第21条（会員資格の電失）
－会員は代次の場合にをの資格を韭失します。


会員政を本クラブに返却しなければなりません。

## 第22条（会員質格の識渡整止等）

 します。
第23条（学業日等）

2．本クラブル，定休日を1週につき1日以上設けることができるものとします。
含まないものとします。
－本クラブは，必要に応じて学業日等を变更することができるものとし，その場

 か場所に揚示する方法にて通知するものとします

第24条（施諨のか変更）
 します。その場合，会社は，本クラプの会員记対し，当馀旅設変更の 1 ヶ月前ま



第25条（施設の利用能囲の制限）

 の会員に対し，当詃利用制囲制限を開始する 1 週間前までした本クラプ所定の場
 ことはないものとします。

## 第26条（営業时間の変更およで営業の休

－会社は，次の各号に該当する場合，本クラブの学業坿間を変更または本クラブ


（3）年末年始等，その他会社がか一定期聞の営業の休止を必要と認めるとき。






